独立行政法人家畜改良センター中期目標

令和3年2月26日 農林水産省

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 法人の使命

独立行政法人家畜改良センター(以下「センター」という。)は、食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定、以下「基本計画」という。)に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画と連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(令和2年3月31日農林水産省策定)、家畜改良増殖目標(令和2年3月31日農林水産省策定)及び養豚農業の振興に関する基本方針(平成27年3月31日農林水産省策定)の実現に向けた政策実施機関として、独立行政法人家畜改良センター法(平成11年法律第185号)に基づき、全国的な視点での家畜の改良増殖及び飼養管理の改善、飼料作物種苗の生産・供給等に取り組み、国産畜産物の生産性や品質の向上を通じて我が国の畜産業の発展及び国民の豊かで安全・安心な食生活の確保に貢献する取組が求められている。

2 法人の現状と課題

近年の畜産をめぐる情勢においては、農家の高齢化や後継者不足の進展 等による生産基盤の弱体化が進行しており、省力的な飼養環境の下でも高 い生産性を発揮できる家畜が求められている。

また、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定等の経済連携協定の進展や中国への牛肉輸出の再開に向けた動き、少子高齢化や健康志向の高まり等による消費者ニーズの多様化等を受け、これまで以上に消費者から求められる「品質」とそれに応じた「価格」の両面で、「強み」のある畜産物を安定的に供給していくことが課題となっている。

センターは、信頼度の高い遺伝的能力評価の活用、繁殖技術等最新の畜産技術の実践等により、基本計画に定める生産努力目標や家畜改良増殖目標等の実現に向けた政策実施機関としてその役割を果たすとともに、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号、以下「牛トレーサビリティ法」という。)に基づく牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務の実施機関としての役割を担ってきた。

これに加え、和牛遺伝資源の適正な管理のため、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)に基づき実施される立入検査や和牛遺伝資源の流通管理システムの管理について、長年蓄積してきた知見や技術を活かした協力も求められている。

センターにおいては、引き続き、国の政策の実現に向けた事業や法令に基づく事務の実施に直接関わっていることを念頭に置きつつ、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく中期目標管理法人として、本中期目標に則し、求められる取組を実現することによりその役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たしていくためには、センターが保有する施設の整備、家畜等の育種資源及び、これまで長年蓄積してきた技術・知見・人材の活用、海外の革新技術と競争できる技術を持った人材の育成・確保、システム管理に関する専門知識を持った技術者の確保が必要不可欠であり、本中期目標期間において積極的に取り組んでいくことが必要である。

3 政策をとりまく環境の変化

センターは、家畜改良増殖法に定める立入検査、種苗法(平成10年法律第83号)に定める指定種苗の集取、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号、以下「カルタヘナ法」という。)に定める立入検査及び牛トレーサビリティ法に定める牛個体識別台帳の管理等、法令に基づく事務の実施機関として位置付けられており、法の適正な執行を通じて国産牛肉等の信頼性や安全性の確保にも寄与することが求められている。

更に、近年の地震や台風等の大規模な自然災害や豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病により、我が国の畜産生産基盤を揺るがすような甚大な被害が発生しているため、これまで以上に、センターの持つ技術・知見・人材を活用した外部支援に対する畜産の生産現場からの期待が高まっている。

第2 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 以下の7業務を、それぞれ一定の事業等のまとまりとし、評価を実施する。

<想定される外部要因>

センター及び国内での自然災害や家畜伝染性疾病の発生等がないことなどを 前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する ものとする。

- 1 全国的な改良の推進
- 2 飼養管理の改善等への取組
- 3 飼料作物種苗の増殖・検査
- 4 調査・研究及び講習・指導
- 5 家畜改良増殖法等に基づく事務
- 6 牛トレーサビリティ法に基づく事務
- 7 センターの人材・資源を活用した外部支援

1 全国的な改良の推進

令和2年3月に公表した家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標では、消費者から求められる「品質」とそれに応じた「価格」の両面で、これまで以上に「強み」のある畜産物を安定的に供給することができるよう、より効率的な畜産物生産を進めるための、「家畜づくり」にデータを生かすことを求めている。

これまでセンターでは、DNA情報を活用した評価(ゲノミック評価)を駆使すること等による改良速度の加速化や遺伝的多様性に配慮した種畜生産等の民間では取り組み難い事業を担い、農家への種畜・種きん供給を行う都道府県や民間事業体に候補種雄牛や育種素材等を供給してきた。この結果、第4中期目標の期間においては、

- ① 乳用牛のうちホルスタイン種について、乳量の育種価+95kg/年[第4中期目標の指標は60kg/年以上、以下[]内は第4中期の中期目標の指標]の能力を持つ候補種雄牛を年度平均で47頭作出すること等により、我が国の乳用牛の年間乳量は平成26年8,300kgから平成30年8,600kgに改善
- ② 肉用牛のうち黒毛和種について、増体性等に特長を持つ候補種雄牛(令和元年度の直接検定時の1日当たり増体量1.38kg)を年度平均で37頭作出すること等により、我が国の肥育牛の1日平均増体量は平成26年0.77kgから平成30年0.80kgに改善
- ③ 豚のうちデュロック種について、1日当たり平均増体重 1,074g [概ね 1,030g] の能力を持つ純粋種豚を作出すること等により、我が国の豚の出荷日齢(日)及び出荷体重(kg)は平成26年189日及び114kgから平成30年188日及び115kgに改善

- ④ 鶏のうち白色コーニッシュ種について、4週齢時体重の育種価+46g [概ね50g] の能力を持つ種鶏を作出すること等により、都道府県の地鶏52銘柄のうち40銘柄でセンターの種鶏を利用
- ⑤ 重種馬について、けん引能力に関連のある馬格をもとに、種雄馬候補を年度平均で7.3頭作出[概ね6頭]すること等により、馬産地へ安定的に供給等の成果がみられる。また、中立・公平な立場から全国的な規模で家畜の遺伝的能力を評価し、その結果を公表してきたところである。

今後とも、我が国における全国的な家畜改良を推進するため、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・種きんの改良や、遺伝的能力評価の実施、畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供及び多様な遺伝資源の確保・活用に取り組む。

(1) 種畜・種きんの改良

ゲノミック評価の活用をはじめとした遺伝的能力評価に基づく家畜改良を通じ、遺伝率の低い形質の評価値の信頼性向上や改良速度の加速化を図るとともに、遺伝資源の多様性を確保する観点から、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・育種素材等の生産に取り組むこととする。

- ① 乳用牛については、泌乳形質とともに、繁殖性等を改良し、生涯生産性の 向上に着目した改良に取り組むこととする。
- ② 肉用牛については、脂肪交雑については現在の改良量を引き続き維持した上で、増体の向上を図りつつ、食味に関連する不飽和脂肪酸等に着目した改良に取り組むこととする。
- ③ 種豚については、繁殖能力及び産肉能力の向上を支えるため、遺伝的能力評価を活用し、肢蹄の強健性に着目した改良に取り組むこととする。
- ④ 種鶏については、地鶏等の特色ある国産鶏の生産振興を図るため、産卵性 及び産肉性に着目した改良に取り組むこととする。
- ⑤ 重種馬については、けん引能力に関連ある馬格に着目した改良に取り組むこととする。
- ⑥ めん羊、山羊等の特色ある家畜については、品種・系統を見直しつつ維持 することとする。

【指標】

(乳用牛)

- ○新たに取り組む評価形質 (ゲノミック評価を含む) を利用した候補種雄牛の 作出に関する取組状況
- ○泌乳持続性や体型、血統等に特長を持つ候補種雄牛の作出に関する取組状

況

(中期目標の期間において、ホルスタイン種については、家畜改良増殖目標の育種価目標数値を踏まえ、乳量が+56.4kg/年以上、乳脂肪が+3.3kg/年以上、無脂乳固形分が+5.7kg/年以上、乳蛋白質が+2.5kg/年以上の遺伝的能力を有する等の候補種雄牛を毎年度概ね30頭以上作出)

(肉用牛)

- ○新たに取り組む評価形質(ゲノミック評価を含む)を利用した候補種雄牛の 作出に関する取組状況
- ○遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、増体性等に特長を持つ候補種雄牛の作 出に関する取組状況
 - (中期目標の期間において、黒毛和種については、家畜改良増殖目標を踏まえ、 日齢枝肉重量が概ね+47g以上、脂肪交雑が現在(令和元年度)の牛肉の脂 肪交雑程度となるよう、現在の改良量を引き続き維持した遺伝的能力を有 する等の候補種雄牛を毎年度概ね30頭以上作出)

(種豚)

- ○ランドレース種及び大ヨークシャー種については繁殖性等に特長を持つ種 豚の作出に関する取組状況
- ○デュロック種については増体性等に特長を持つ種豚の作出に関する取組状 況
 - (中期目標の期間において、家畜改良増殖目標を踏まえ、ランドレース種については1腹当たり育成頭数が概ね11.2頭以上(平成27年~29年の全国平均:10.2頭)、大ヨークシャー種については1腹当たり育成頭数が概ね10.8頭以上(同:9.8頭)、デュロック種については1日当たり増体量(体重30~105kgの間)が概ね1,070g以上(同:981g)となる種豚群を作出)

(種鶏)

- ○国産鶏種については、産卵性及び産肉性等に特長を持つ種鶏の作出に関す る取組状況
 - (中期目標の期間において、鶏の改良増殖目標及び第4中期目標期間の実績を踏まえ、産卵率の推定育種価が現状より概ね2%以上向上、もしくは4週齢時の体重の推定育種価が概ね20g以上向上となる種鶏の作出(現状の推定育種価の例として、横斑プリマスロック種XS系統の産卵率が8.02%向上(平成26年比、44~59週齢)、白色プリマスロック種30系統の産卵率が2.64%向上(平成28年比、31~35週齢)、白色プリマスロック種30系統の

4週齢時体重が20.5g向上(平成28年比))

(重種馬)

○けん引能力に関連ある馬格の優れた種雄馬候補の作出に関する取組状況 (中期目標の期間において、家畜改良増殖目標を踏まえ、馬格の優れた種雄馬 候補を毎年度概ね6頭以上作出)

(2) 遺伝的能力評価の実施

民間団体等が取りまとめた泌乳形質や産肉形質等の改良に資する国内のデータをなるべく多く活用して、遺伝的能力評価を行い、その結果の提供・公表に取り組むこととする。

その際、ゲノミック評価をはじめとした遺伝的能力評価の実施に当たっては、より精度を高めることができるよう、必要に応じて評価手法の改善等に取り組むこととする。

【指標】

○乳用牛、肉用牛及び豚について、遺伝的能力評価の実施と、その結果等の提供・公表に関する取組状況

(第4中期目標期間の実績(乳用牛 10 回/年、肉用牛4回/年、豚4回/年公表)を踏まえ、乳用牛、肉用牛及び豚について、それぞれ4回/年以上提供・公表)

(3) 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供

全国や地域ごとの乳量、繁殖性、脂肪交雑など主要な形質の遺伝的能力の推移や地域差、つなぎ飼いや搾乳ロボット利用等の我が国の多様な乳用牛の飼養形態を踏まえ、それぞれの飼養形態に適合する体型等を分析し、適合性の高い娘牛に改良するための情報等、畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供の充実に取り組むこととする。

【指標】

○畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供に関する取組状況 (乳用牛、肉用牛及び豚について、それぞれ1回/年以上分析・提供)

(4) 多様な遺伝資源の確保・活用

我が国固有の遺伝資源等を活用した家畜の改良や飼料作物の品種開発を進める観点から、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構と連携し、

多様な遺伝資源の収集・確保に取り組むこととする。

また、都道府県等が行う地鶏等の遺伝資源の保存に協力するため、始原生殖細胞(以下「PGCs」という。)の保存等の技術習得に取り組むこととする。

さらに、センターの持つ多様な遺伝資源を確保するため、乳用牛、肉用牛、 豚及び鶏の主要な育種群についてリスク分散のための分散管理に取り組むと ともに、多様な遺伝資源の活用を図るため、乳用牛及び肉用牛について受精卵 の供給に取り組むこととする。

【指標】

- ○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うジーンバンク事業に協力し、家畜及び飼料作物の遺伝資源の保存に関する取組状況
- ○鶏PGCsの保存技術を活用した技術の利用・普及に関する取組状況

<目標水準の考え方>

- ・ 種畜・種きんの改良については、家畜改良増殖目標、鶏の改良増殖目標及び 第4中期目標期間の実績に基づき設定した。
- ・ 遺伝的能力評価の実施については、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。
- ・ 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供については、少なくとも年1回 はその提供等が行われるよう設定した。

2 飼養管理の改善等への取組

我が国畜産の生産基盤強化を図るためには、「農場(生産者)」におけるデータを活用した繁殖性や飼養管理技術の向上を図る取組の実践により、家畜の生産性を高める必要がある。また、畜産経営においてSDGsに配慮した畜産物生産活動の取組が進むよう、食品安全、家畜衛生管理、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行うGAPの考え方を経営に採り入れる取組を進める必要がある。これまでセンターでは、国内における家畜の飼養管理の改善に寄与するため、搾乳ロボットや個体別自動ほ乳ロボット等の省力化機器を活用した飼養管理技術や、肉用牛繁殖雌牛の適正な栄養管理を実現するための代謝プロファイルテストを用いた飼養管理技術、受胎率向上に資する牛超音波画像診断技術の普及、畜産GAPの取得を図ってきたところである。また、ヨーネ病の清浄化対策を実施したほか、家畜伝染性疾病の侵入防止や発生

予防を図るための防疫業務に取り組んできたところである。

今後とも、省力化機器の活用等によるスマート畜産に資するノウハウや、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理技術をはじめとしたSDGsに配慮した畜産物生産に資するノウハウ、家畜衛生管理に資するノウハウを活用した飼養管理の改善等への取組により、これまでに培われた飼養管理や家畜衛生管理に係る技術情報の提供に取り組む。

(1) スマート畜産の実践

搾乳ロボットを活用した高泌乳牛群の管理や搾乳ロボットに適合する後継牛生産、繁殖雌牛の分娩監視装置を用いた群管理、カメラ画像を用いた繁殖雌豚の効率的な繁殖管理等を実践し、これら省力化機器の生産現場における活用に資するノウハウの情報提供や実用化のためのデータ収集に取り組むこととする。

【指標】

- ○牛については、搾乳ロボットをはじめ省力化機器を用いた群管理の実践と、 データを収集、蓄積した上、生産現場の省力管理に資するノウハウの情報提 供に関する取組状況
- ○豚については、民間会社と連携し、市販化に向けた繁殖管理システムの実証 に取り組んだ上、技術普及に資するノウハウの情報提供に関する取組状況

(2) SDGsに配慮した畜産物生産の普及

畜産GAPの取得に向けた取組を進めるとともに、食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア等のSDGsに配慮した畜産物生産にも資するノウハウについて、必要に応じて調査も行った上で、情報提供に取り組むこととする。

【指標】

- ○家畜及び家きんの生産工程での畜産GAPの取得に向けた取組に関する取組状況
- ○食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア、新たな飼養管理技術やSDG s を推進するための生産者や指導者に向けた技術指導及び情報提供に関する取組状況
- ○家畜人工授精師免許(馬・めん羊・山羊)の取得に係る講習会の開催 (第4中期目標期間の実績(講習会等の開催10回/年、講習内容の理解度93%) を踏まえ、概ね年に10回以上の講習会等を開催し、講習内容について概ね 80%以上の理解度を得る(講習会後のアンケート調査等により把握))

(3) 家畜衛生管理の改善

国内における家畜衛生管理の改善に寄与するため、鳥獣害対策等も含め、家畜衛生管理に資するノウハウについて情報提供に取り組むこととする。

また、都道府県等が行う防疫演習への参加・協力、国や大学が行う家畜衛生管理に関する調査研究への協力等については、積極的に対応することとする。

【指標】

- ○家畜衛生管理の改善等に資するノウハウの情報提供に関する取組状況
- ○家畜衛生管理に関する関係機関との連携協力に関する取組状況

(第4中期目標期間の実績(37回/年)を踏まえ、概ね年に30回以上の研修会やホームページ等を通じた情報提供)

<目標水準の考え方>

- ・ 家畜人工授精師免許(馬・めん羊)の取得に係る講習会における講習内容の 理解度等については、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。
- ・ 家畜衛生管理に関する関係機関との連携協力に関する取組については、第4 中期目標期間の実績に基づき設定した。

3 飼料作物種苗の増殖・検査

我が国の国土は南北に長く、寒地、温地、暖地の3つの気候に区分されるが、地球温暖化により、各地の適応品種が変化していることも踏まえ、それぞれの地域に適応した優良品種の普及を進めていくことが重要である。

これまでセンターでは、海外増殖に用いる高品質な原種子を生産するため、 飼料作物種苗の増殖に携わる職員に対し熟練者によるOJTにより、技能習 得を図り、栽培管理技術や収穫調製技術の向上・定着を図ってきたところであ る。

今後とも、優良品種の早期普及を図るため、センターが持つ厳格な栽培管理技術や高度な収穫調製技術を駆使し、飼料作物種苗の増殖に取り組む。

またセンターは、増殖利用する飼料作物種苗の品質に対する検査技術について、国際種子検査協会(以下「ISTA」という。)から認定された世界中の検査所の中でもトップクラスの評価を維持している。

今後とも、厳正な検査の実施のため、センターが有する高度な知識・技術水準を維持し、経済協力開発機構のOECD品種証明制度等に基づく検査及び証明の適正な実施に取り組む。

(1) 飼料作物種苗の検査・供給

我が国の多様な気候に適した国内育成優良品種が安定的に供給されるよう、ISTA認定検査所として高い技術水準を維持しつつ、OECD品種証明制度に基づく要件に適合した飼料作物種苗の増殖に取り組むこととする。

【指標】

- I S T A 認定検査所としての認定ステータスを引き続き維持することに関する取組状況
- ○国内育成優良品種の原種子の増殖・在庫の確保に関する取組状況 (第4中期目標期間の実績(ISTAの技能試験においてA判定)を踏まえ、 B判定(4段階中上位2番目に該当)以上の総合評価の獲得)

(2) 飼料作物の優良品種の普及支援

国内育成優良品種の早期普及に向け、実証展示ほの設置や栽培管理に関するノウハウの情報発信を行うとともに、地域適応性等に関する検定試験を実施し、国内育成優良品種に係るデータ提供に取り組むこととする。

また、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、7の(2) の災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要 を上回る生産に取り組むこととする。

【指標】

- ○国内育成優良品種を活用した効率的な粗飼料生産技術の実証展示に関する 取組状況
- ○自家生産しない稲わらやヘイキューブ等を除いた粗飼料自給率
- ○国内育成優良品種に係るデータ提供に関する取組状況 (第4中期目標期間の実績(年750品種)を踏まえ、概ね年700品種以上の国 内育成優良品種に係るデータを提供)

<目標水準の考え方>

・ 国内育成優良品種に係るデータ提供に関する取組については、第4中期目標 期間の実績に基づき設定した。

4 調査・研究及び講習・指導

国産畜産物の輸出促進を図るため、食肉の食味に関する客観的評価手法の 開発など行政課題の解決や、有用形質関連遺伝子等を活用したセンター自ら が取り組む家畜改良や飼養管理の効率的な推進に向け、畜産技術の調査・研究 に取り組むことが重要である。

これまでセンターでは、81 か国の外国人について黒毛和種の牛肉に対する 嗜好性調査を行うとともに、牛肉の食味や豚の産肉能力・繁殖能力に関する有 用形質に係る遺伝子解析や、生産現場において利用可能な豚の受精卵移植技 術の開発等に、高い成果が得られているところである。

今後とも家畜改良増殖目標等の達成に向け、有用形質に係る遺伝子等の解析や食肉の食味に関する客観的評価手法の開発、豚熱等の侵入リスク低減にも資する豚の受精卵移植技術の改善等に取り組むとともに、これらセンターが取り組む調査・研究の成果等のマネジメントの強化に取り組む。また、講習・指導については、調査・研究の成果をはじめ、センターが持つ技術を普及するため、国、都道府県、関係団体及び農業従事者を対象とした飼養管理や飼料生産に関する技術研修会等の開催に取り組む。

(1) 有用形質関連遺伝子等の解析

DNA情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、センターが 飼養する家畜を用いた有用形質に係る遺伝子解析や、受精卵段階でゲノミック評価を実施できる手法等の開発に取り組むこととする。

【指標】

- ○乳用牛、肉用牛、豚及び鶏の有用形質関連遺伝子等の解析に関する取組状況
- ○受精卵段階でのゲノミック評価手法等の技術の開発に関する取組状況

(2) 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

不飽和脂肪酸等の食味に関連する成分等について調査に取り組むこととする。また、和牛肉の輸出拡大に向け、海外産牛肉との肉質に関する比較調査に 取り組むこととする。

【指標】

- ○食肉について、食味に影響を及ぼすアミノ酸や脂肪酸等成分とその影響力 に関する調査・解析に関する取組状況
- ○海外産牛肉と和牛肉との肉質に関する比較に関する調査・解析に関する取 組状況

(3) 豚の受精卵移植技術の改善

生産現場における豚熱等の伝染性疾病の侵入リスクを低減するため、センターが開発した豚受精卵の保存・移植技術等の生産現場への普及に向け、受胎

率や子豚生産率の向上のための技術改善に取り組むこととする。

【指標】

○豚の受精卵移植技術の受胎率、子豚生産率の向上に関する調査に関する取 組状況

(4) 知財マネジメントの強化

センターが取り組む調査・研究の成果については、成果の権利化又は公知化 や、権利化後の特許の開放又は独占的な実施許諾等をはじめ、適正な方法を採 用しつつ、成果の普及に取り組むこととする。

【指標】

○調査・研究に関する業務の推進に当たり、成果の権利化又は公知化、権利化 後の特許の開放又は独占的な実施許諾等知財のマネジメント方針の策定と 同方針に基づく取組状況

(5) 講習·指導

生産現場への普及・定着が望まれる畜産技術や、GAP、アニマルウェルフェアの考え方に基づいた飼養管理等の行政課題の解決に向けた講習にも取り組むとともに、研修受講者の理解度が高まるよう、研修内容を充実しつつ、指導に取り組むこととする。

【指標】

○研修受講者の理解度が高まるよう、研修内容の充実等に関する取組状況 (第4中期目標期間の実績(研修内容の理解度 86%)を踏まえ、研修内容に ついて概ね80%以上の理解度を得る。(研修会後のアンケート調査により把 握))

<目標水準の考え方>

・ 研修受講者の理解度については、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。

5 家畜改良増殖法等に基づく事務

これまでセンターでは、家畜改良増殖法、種苗法及びカルタへナ法に規定する検査等について、中立・公正な立場にある事務実施機関として、技術、見識及び経験に優れた職員を検査員として任命し、法の規定に基づき、農林水産大

臣の指示に従い、検査等を適正に実施してきたところである。

今後とも法の適正な執行に貢献できるよう、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、これら検査等の適正な実施に取り組む。

(1) 家畜改良増殖法に基づく事務

家畜改良増殖法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、種畜 検査や立入検査の適正な実施に取り組むこととする。

また、家畜遺伝資源の適正な流通確保に係る事務について、農林水産省から、 センターの持つ精液や記録等の管理に係る技術・知見・人材の提供の依頼を受 けた場合、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。

【指標】

- ○家畜改良増殖法に基づく事務の適正な実施のための人材確保等に関する取 組状況
- ○家畜遺伝資源の適正な流通確保に係る事務に関する農林水産省からの依頼 に対する対応実績

(第4中期目標期間の実績(種畜検査に取り組む職員を年度平均125名確保、立入検査に取り組む職員を年度平均24名確保)を踏まえ、種畜検査に取り組む職員を毎年度概ね100名以上確保、立入検査に取り組む職員を毎年度概ね20名以上確保)

(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく 立入検査

種苗法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、指定種苗の集 取及び検査の適正な実施に取り組むこととする。

また、カルタへナ法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、 遺伝子組換え生物等の使用等に関する立入り、質問、検査及び収去の適正な実 施に取り組むこととする。

【指標】

- ○種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査の適正な実施のための人材確保等 に関する取組状況
- ○カルタへナ法に基づく立入検査の適正な実施のための人材確保等に関する 取組状況

(第4中期目標期間の実績(指定種苗の集取及び検査に取り組む職員は年度平均14名確保)を踏まえ、指定種苗の集取及び検査に取り組む職員を毎年度概

ね10名以上確保)

<目標水準の考え方>

・ 家畜改良増殖法等に基づく事務を的確に実施するためには、当該立入検査等 の実施に必要な能力等を有する職員を安定的に確保することが必要なことか ら、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。

6 牛トレーサビリティ法に基づく事務

これまでセンターでは、牛トレーサビリティ法に規定する牛個体識別台帳や牛の出生等の届出及び耳標の管理に係る事務等の適正な実施のため、届出内容のエラー情報に関する牛の管理者等への事実確認による速やかな解消、操作性や応答性の改善等の使用者の意見を踏まえた牛個体識別システムの利便性の向上等の事務を適正に実施してきたところである。

今後とも法の適正な執行に貢献できるよう、センターの持つ技術・知見・ 人材を活用し、これら事務の適正実施に取り組む。また、牛個体識別番号が キー情報となっている全国版畜産クラウドにおける個体識別情報の有効活 用に取り組む。

(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施

牛トレーサビリティ法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、 牛個体識別台帳の作成・記録、公表等に関する事務の適正な実施に取り組むこ ととする。

また、家畜伝染性疾病の発生時等において、農林水産省から牛個体識別台帳 に記録・保存されている情報に関する緊急検索等の要請を受けた場合、速やか な実施に取り組むこととする。

【指標】

- ○牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施に関する取組状況
- ○家畜伝染性疾病の発生等に伴う緊急検索等の農林水産省からの要請に対す る対応実績

(2) 牛個体識別に関するデータの活用

牛個体識別番号がキー情報となっている全国版畜産クラウドにおける個体情報の利用の推進のほか、行政施策の適正な執行、畜産物の適正な流通等に資するため、個人情報の管理を適正に実施し、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用に取り組むこととする。

また、牛個体識別システムの利用者の利便性等を高めるとともに、情報セキュリティ対策の強化に取り組むこととする。

【指標】

- ○牛個体識別データの活用のために利便性向上に向け、システム改善やニーズを踏まえた情報提供等に関する取組状況
- ○牛個体識別システムの情報セキュリティ対策(システム開発・改修時の仕様等)の取組状況

7 センターの人材・資源を活用した外部支援

これまでセンターでは、地震や台風等の大規模な自然災害、豚熱や高病原性 鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病が発生した場合、被害のあった地域等 の畜産の復旧・復興に向けた支援を実施してきたところである。

今後とも、災害等が発生した場合において、農林水産省、都道府県等からの要請等に応じて、センターの持つ技術・知見・人材を活用した支援について、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応することとする。

また、外部からの試験研究に関する協力依頼等の作業受託についても、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応することとする。

(1) 緊急時における支援

国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病や自然災害が発生し、農林水産省又は都道府県等から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。

また、緊急時における支援を円滑に行うため、情報を速やかに伝達・共有できるよう連絡体制の整備等に取り組むこととする。

【指標】

- ○農林水産省又は都道府県からの人員派遣要請に対する対応実績
- ○センター内における情報の速やかな伝達・共有に関する取組状況

(2) 災害等からの復興の支援

自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省又は都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。

このため、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、災害

等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を上回る生産に取り組むこととする。

さらに、災害等による影響を考慮して、全国的な視点からの家畜改良に資するような、種畜等の育種資源の保管・調査・検査等の計画的な実施に関する協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応することとする。

【指標】

○種畜や粗飼料等の供給等に関する農林水産省又は都道府県からの支援要請 への対応実績

(3) 作業の受託等

都道府県、大学、民間等から、家畜由来の温暖化効果ガスの削減等の全国的な視点からの飼養管理の改善や、家畜伝染性疾病をはじめとした家畜衛生に関する調査等に資するような、センターが飼養する家畜を用いた試験研究に関する協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応することとする。

【指標】

○飼養管理の改善や家畜衛生に関する調査等に資するような、都道府県、大学、 民間等からの協力依頼への対応実績

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費(公租公課、出荷手数料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については毎年度平均で対前年度比1%以上の抑制に取り組むこととする。

【指標】

○一般管理費削減率:前年度比3% ○業務経費削減率:前年度比1%

2 調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、センターが毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき取り組むこととする。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」 (平成 26 年 10 月 1 日総管査第 284 号総務省行政管理局長通知) に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に取り組むこととする。

さらに、契約監視委員会による点検を受け、調達の合理化に取り組むこととする。

【指標】

○競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合の低減に関する取組状況

3 業務運営の改善

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針」 (平成28年8月2日総務大臣決定)等を踏まえ、情報システム導入・更新時 における業務の見直し及びネット会議システムの活用による業務の効率化に 取り組むこととする。

【指標】

○業務運営の改善への取組実績

4 役職員の給与水準等

役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員の給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準(ラスパイレス指数等)等の公表に取り組むこととする。

【指標】

○毎年度の役職員の給与水準等の実績

第5 財務内容の改善に関する事項

1 財務運営の適正化

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的な執行に取り組むこととする。

また、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や一定の事業等のまとまりごとの適正な区分に基づくセグメント情報の開示の徹底に取り組むこととする。

【指標】

○業務区分に基づくセグメント情報の公表実績

2 自己収入の確保

自己収入の確保に当たっては、事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により取組を進める。

特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中期目標の方向に則して、適正に取り組むこととする。

【指標】

○毎年度の自己収入額の実績

3 保有資産の処分

保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うことに取り組むこととする。

【指標】

○国庫納付等の実績

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、センターに期待される役割を適正

に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するとともに、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ適正な意志決定が行われるよう、各業務に関する進行管理による十分な情報共有に取り組むこととする。

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、内部統制 監視委員会で審議されたコンプライアンス推進計画に基づく取組の指示及び 情報の周知に取り組むこととする。

さらに、業務運営(総務事務を含む。)の横断的な点検を行うため、監事又は補助職員による内部監査の定期的な実施に取り組むこととする。

【指標】

- ○内部統制監視委員会の開催実績
- ○各場に対する内部監査の実施実績
- ○内部監査を定期的に行うための補助職員の配置実績
- e ラーニングシステムについて、法令遵守に係る職員教育の実施実績

2 人材の確保・育成

人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を適正に把握し適材適所の人事 配置を推進することにより、職員の意欲向上を図るとともに、国際学会での発 表や留学等を通じ海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材育成に取 り組むこととする。

また、情報セキュリティ対策をはじめとした高い専門性を持つ人材の確保のための採用試験の実施や、人材の確保・育成に関する方針を定めた関連規程に基づく、法人内資格制度を活用した飼養管理技術等の高度化、農林水産省や他の独立行政法人等との人事交流や研修等を行うことにより必要な人材の育成を図るととともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」(平成 26 年 3 月 28 日付け閣総第 175 号及び府共第 211 号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知)を踏まえ、女性登用に向け取り組むこととする。

【指標】

- ○人材確保に係る人事評価、農林水産省等との人事交流、職員採用に係る独自 試験の実施実績
- ○人材育成に係る職員研修、内部資格制度に係る試験の実施実績

○女性職員の登用実績

3 情報公開の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)等に基づき、適正な情報公開に取り組むこととする。

【指標】

○法人情報の公開実績

4 情報セキュリティ対策の強化

サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、関係規程等を適時適正に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこととする。

また、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護に取り組むこととする。

【指標】

○情報セキュリティ対策(教育・訓練、対処体制・手順の整備等)の実施実績

5 環境対策・安全衛生管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理等により業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組むこととする。

また、職場における事故等を未然に防止するため安全衛生管理に関する取組を推進するとともに、自然災害やヒトの感染症等による緊急時の業務運営体制や対策の整備に取り組むこととする。

【指標】

- ○環境負荷の低減に向けた取組の実績
- ○危機管理体制の整備実績

6 施設及び設備に関する事項

本中期目標の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するために必要な施設及び設備の計画的な整備に取り組むこととする。